様式第十九号中「掛金」を「掛金等」に改める。

様式第二十号中

平成　年　月分　掛金・拠出金		円
内訳	掛金	円
	介護掛金	円
	子ども・子育て拠出金	円

を

平成　年　月分　掛金等・拠出金		円
内訳	掛金等	円
	子ども・子育て拠出金	円

に、「掛金及び」を「掛金等及び」に、「第35項」を「第29項」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十七年十月一日から実施する。

2　日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（以下「共済運営規則」という。）第三十一条及び第三十二条（第二項を除く。）の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付（この項において「旧職域加算給付」という。）について準用する。この場合において、共済運営規則第三十一条中「施行規則第四十二条から第四十五条までの規定において読み替えて準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定及び施行規則第五十二条の規定により厚生年金保険法による保険給付の請求を受けた場合並びに施行規則第十七条において準用する施行規則第四条の規定により退職等年金給付」とあるのは「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）附則第三条、第四条、第五条及び第八条において読み替えて適用する平成二十七年改正省令による改正前の施行規則（この条及び次条において「旧施行規則」という。）の規定により旧職域加算給付」と、第三十二条第一項中「施行規則第四十二条、第四十三条又は第四十四条において準用する厚生年金保険法施行規則第三十条第一項、第三十条の二第一項若しくは第二項、第三十条の四第一項、第四十四条第一項、第六十条第一項又は第六十条の二第一項」とあるのは「旧施行規則第二十四条第一項、第三項、第四項若しくは第六項、第三十一条第一項又は第三十三条の六第一項」と、「提出があった場合」とあるのは「提出があった場合（平成二十七年改正省令附則第十条の規定により請求書の提出を省略した場合を含む。）」と、「厚生年金保険法による保険給付」とあるのは「旧職域加算給付」と、「交付する」とあるのは「交付する。この場合において、同様式中「厚生年金保険法」とあるのは「私立学校教職員共済法」とする」と、同条第三項中「施行規則第二十一条第一項又は第四十八条第一項」とあるのは「旧施行規則第二十一条第一項」と、同条第四項中「施行規則第二十条第一項又は第五十条第二項又は」とあるのは「旧施行規則第二十条第一項」と、「提出があったとき」とあるのは「提出があったとき（平成二十七年改正省令附則第十条の規定により届書の提出を省略したときを含む。）」と読み替えるものとする。

3　平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付については、この規定による変更前の日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（以下「旧運営規則」という。）第三十一条及び第三十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧運営規則第三十一条第一項中「施行規則」とあるのは「私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）による改正前の施行規則（次条において「旧施行規則」という。）」と、第三十二条第一項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、「年金証書を交付する」とあるのは「年金証書（日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について（平成二十七年九月三十日二七受文科高第一三四五号）による変更後の様式第十七号による年金証書をいう。以下この条において同じ。）を交付する。この場合において、同様式中「厚生年金保険法」とあるのは「私立学校教職員共済法」とする」と、同条第二項中「共済法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）による改正前の共済法」と、「組合法」とあるのは「平成二十四年一元化法による改正前の組合法」と、「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、同条第三項及び第四項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、同条第五項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」と、「提出があったとき」とあるのは「提出があったとき（平成二十七年改正省令附則第十八条の規定により改氏名に関する届書の提出を省略したときを含む。）」と、同条第六項中「施行規則」とあるのは「旧施行規則」とする。

4　この変更の際現に送付している変更前の様式第一号、様式第二号及び様式第二十号並びに現に交付されている様式第六号及び様式第十七号については、この変更規定による変更後の様式とみなす。

5　変更後の様式第十八号及び様式第十九号については、平成二十七年十月分以降の掛金等及び子ども・子育て拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び子ども・子育て拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

6　当分の間、第三十二条の規定の適用については、同条中「第三十条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十条の二第二項」と、「又は第六十条の二第一項又は私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）附則第二十三条において準用する同令第一条による改正前の施行規則第二十四条第四項」とする。

平成二十七年十一月十九日

日本私立学校振興・共済事業団

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について

（平成二十七年九月三十日文部科学大臣認可二十七受文科高第一三四四号）

日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

目次中「第五章　共済業務（第二十条―第二十五条の二）」を「第五章　共済業務（第二十条―第二十五条の二）　第五章の二　退職等年金給付に係る付加給付（第二十六条―第三十二条）　第六章　掛金等及び任意継続掛金（第二十六条―第三十二条）」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3　第一項の委員は、再任されることができる。

第十二条中「給与」を「報酬」に改める。

第十三条第三項中「第三十九条又は附則第二十項」を「第四十一条」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に、「加入者を」を「加入者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第四条の三の規定による厚生年金保険の被保険者（以下「高齢任意加入被保険者」という。）である加入者を除く。）又は共済法附則第二十一項の規定により退職等年金給付に関する規定の適用を受けない加入者を」に改め、同条第四項中「第三十八条の二」を「第三十九条」に改める。

第十四条第一号イ中「第三十八条の二第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十九条第二号」を「第四十一条第二号」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次のいずれにも該当する者であるとき。

(1)　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「社会保障協定実施特例法」という。）第五十四条第一項各号に掲げる者

(2)　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号。以下「平成二十七年私学一元化政令」という。）第十七条第一項に規定する者

第十四条第二号中「附則第二十項」を「附則第二十一項」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同号イ中「第三十八条の二第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同号ロ中「第七十六条第一項各号」を「第五十四条第一項各号」に改め、同条第三号イ中「第三十九条第二号」を「第四十一条第二号」に改め、同号ロ中「社会保障協定実施特例法第七十六条第二項各号に掲げる」を「平成二十七年私学一元化政令第十七条第一項に規定する」に改める。